

## 1 議事日程（5日目）

[平成22年太宰府市議会第3回（9月）定例会]

平成22年9月22日

午前10時開議

於議事室

- |       |                       |  |
|-------|-----------------------|--|
| 日程第1  | 議案第56号                | 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について（建設経済常任委員会）            |
| 日程第2  | 議案第57号                | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）        |
| 日程第3  | 議案第58号                | 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）            |
| 日程第4  | 議案第59号                | 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（分割付託）                |
| 日程第5  | 議案第60号                | 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）   |
| 日程第6  | 議案第61号                | 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）     |
| 日程第7  | 議案第62号                | 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第8  | 認定第1号                 | 平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）              |
| 日程第9  | 認定第2号                 | 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）      |
| 日程第10 | 認定第3号                 | 平成21年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）          |
| 日程第11 | 認定第4号                 | 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）       |
| 日程第12 | 認定第5号                 | 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）        |
| 日程第13 | 認定第6号                 | 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）   |
| 日程第14 | 認定第7号                 | 平成21年度太宰府市水道事業会計決算認定について（決算特別委員会）                |
| 日程第15 | 認定第8号                 | 平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について（決算特別委員会）               |
| 日程第16 | 請願第2号<br>(平成22年3月上程分) | 郵政民営化の抜本見直しに関する請願（総務文教常任委員会）                     |

- 日程第17 意見書第6号 少人数学級の実現を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第18 意見書第7号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書（建設経済常任委員会）
- 日程第19 意見書第8号 公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書（建設経済常任委員会）
- 日程第20 議員の派遣について
- 日程第21 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 7番  | 橋本健  | 議員 |
| 8番  | 中林宗樹  | 議員 | 9番  | 門田直樹 | 議員 |
| 10番 | 小柳道枝  | 議員 | 11番 | 安部啓治 | 議員 |
| 12番 | 大田勝義  | 議員 | 13番 | 清水章一 | 議員 |
| 14番 | 安部陽   | 議員 | 15番 | 佐伯修  | 議員 |
| 16番 | 村山弘行  | 議員 | 17番 | 田川武茂 | 議員 |
| 18番 | 福廣和美  | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 不老光幸  | 議員 |     |      |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

- |                  |      |          |      |
|------------------|------|----------|------|
| 市長               | 井上保廣 | 副市長      | 平島鉄信 |
| 教育長              | 關敏治  | 総務部長     | 木村甚治 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三笠哲生 | 市民生活部長   | 和田有司 |
| 健康福祉部長           | 和田敏信 | 建設経済部長   | 齋藤廣之 |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 宮原勝美 | 教育部長     | 山田純裕 |
| 総務課長             | 大藪勝一 | 経営企画課長   | 今泉憲治 |
| 市民課長             | 原野敏彦 | 福祉課長     | 宮原仁  |
| 都市整備課長           | 神原稔  | 上下水道課長   | 松本芳生 |
| 教務課長             | 木村裕子 | 監査委員事務局長 | 関啓子  |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

- |        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 田中利雄 | 議事課長 | 櫻井三郎 |
| 書記     | 浅井武  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 茂田和紀 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第56号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」及び日程第2、議案第57号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設経済常任委員会に審査付託されました議案第56号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、本市は、平成20年5月1日付で景観法により景観計画が作成できる景観行政団体となり、景観形成の基本的な考え方と今後の景観施策を総合的に示す太宰府市景観まちづくり計画及び建物や工作物の形態や素材、色彩などを守る基準を示す太宰府市景観計画の策定を進めており、これらの計画と市民遺産によるまちづくりの実効性を担保するために、本条例を制定するものであるとの説明を受けました。

なお、本条例は前文と第1章から第6章、全37条で構成されております。

概要説明の後、全37条について逐条解説をもとに執行部から1条ずつの説明を受けながら審査を行いました。

以下、主な審査内容を報告をいたします。

本条例を広く周知し、理解、協力を求めていくために、事業者向けの冊子を作成し、周知していく予定で、説明会も予定している。市民に対しては、条例公布後、周知期間を半年ととり、パンフレットやポスターなどさまざまな媒体を使って周知を行うこと。

次に、条例施行後、既存の建築物等で景観にふさわしくないとされるものが出てきた場合の

対応については、今すぐ変えろというものではなく、このルールを今から適用していき、長い時間をかけることにより、その地区に応じた景観、風景ができるものと考えていること。

次に、景観計画総括図にある高度地区指定検討区域については、水城堤防横と太宰府天満宮参道を対象として、建築物の高さを抑える検討をする地区であること。

次に、一例として山並み共生区域の中の内山、北谷地区に建ってきているさまざまな工場などに対しては、建築物、工作物等については緑化をしていただくようにしており、自然にある色に近い、やわらかな色彩としてもらうこと。

次に、この条例があるがために、企業進出の足かせにならないかとの質疑に対しては、決して行為を規制するものではなく、必要な基準、方針にのっとってお願いするものであること。

次に、JR太宰府駅建設の計画があり、そこを区画整理しようとするときに、高さ制限や商業区域の見直しの必要性があるとされた場合、変更は可能かとの質疑に対しては、区画整理や駅の計画が具体化し、まちづくりの計画が決定すれば、景観計画においてこの区域が平坦市街化区域でよいのか、都市計画法で用途をどうするかという話になる。さらに、今の景観計画を変更したほうが良いという提案が出れば、当然それを変更していくことになること。

次に、届け出が必要な行為としては、全市と景観育成地区とを分けており、例えば全市における大規模な一般住宅を建築した場合の条例に基づいた届け出の必要性については、高さが10mを超えるもの、延べ面積が500㎡を超える建築物は届け出が必要で、高さで言えば三、四階建て以上が対象になるであろうとのこと。

次に、条例に違反した場合のペナルティーについては、勧告を基本として緩やかな規制誘導を考えており、数年運用し、市民遺産会議等でもっと厳しくしたほうがよいという意見になれば、その時点で考えたい。

次に、緑化率について定めており、樹木が成長した場合、逆に景観を壊すことも考えられる。その方策については、事前協議の中で木の種類、大きさによってアドバイスをを行う。しかし、まずは緑で周辺を保持してもらうという考えで緑化率を規定している。

次に、現時点での市民遺産該当物件は500件ほどあり、これらが全部市民遺産になるわけではないが、現在も掘り起こしが続いていること。

次に、景観・市民遺産会議は、市民遺産を保存活用するために市に対して期間や方法などを指示するというような権限を持つこと。

最後に、一般市においては、県内に6つの景観行政団体があり、そのうち景観計画を策定した自治体としては本市が3番目となること、また、本条例を制定することにより国の支援が受けやすくなるということを確認しました。

審査を終え、討論では、本条例は市民、事業者の理解を得なければ所期の目的を達成することは困難であると思う。市民や事業者の方々に周知徹底を図り、広く理解を求めていくことに最大限の努力をしていただきたいとして、賛成討論がありました。

採決の結果、議案第56号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

た。

次に、議案第57号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」主な審査内容と結果を報告いたします。

本案は、議案第56号に関連して、太宰府市景観・市民遺産審議会を附属機関に追加するものであるとの説明がありました。

本案については質疑、討論はなく、採決の結果、議案第57号は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第56号及び議案第57号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第56号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第58号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第3、議案第58号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第58号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本案は、国民健康保険法が改正されましたことにより、太宰府市国民健康保険条例新旧対照表に掲げてありますとおり、本条例で引用しています同法の条文番号を整理するものであります。

本議案に対する質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第58号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第59号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第59号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は、各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 各常任委員会に分割付託された議案第59号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしましては、2款1項7目財産管理費の庁舎維持管理費319万2,000円の増額補正、これは、市民課窓口における利用者の利便性向上のため、住民票、印鑑登録証明書、戸籍関係証明の申請書をA4判化するに当たり、用紙サイズに合わせた記載台を8台、それから窓口誘導案内板を設置するための費用であります。

これに対して委員から、工事期間に対して質疑があり、執行部からは、今月下旬から12月上旬までの間の連休など閉庁日に工事を行う予定であるとの回答を得ております。

次に、同じく2款の2項1目企画総務費、IT推進費3,015万円の増額補正、これは、現在職員が使用しているパソコンを段階的にシンクライアントシステムに切りかえるための費用であり、保守委託料と機器賃借料でそれぞれ予算化していたものをシステム構築のための委託料予算にまとめることと、関係機器導入を早めるためのものであります。これについては、関連する債務負担行為も補正されております。

シンクライアントシステムとは、記憶装置がなく、データの保存ができない端末機を使用し、データ処理についてはサーバー側で一括で行うものであります。このことにより、情報漏えいが防止でき、また端末機がシンプルな構造になることによって長く使用できるようになるとの説明を受けております。

委員からは、今回補正で計上されている債務負担行為ではシンクライアントシステム、歳出では内部情報系システムと名称が異なるためわかりにくいとの指摘があり、執行部からは、現在使用している内部情報系システム関係の予算の中に含めて計上していたためわかりづらかったもので、今後はわかりやすい説明資料を作成したいとの回答がありました。

次に、同じく2款2項の5目地域コミュニティ推進費、コミュニティバス関係費274万8,000円の増額補正、これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用して来年のコミュニティバスのダイヤ改正に向けて事務補助員を雇用するための費用と時刻表、ガイドブッ

クを作成する費用及び湯の谷地域のバス路線新設に伴う運行経費補助金であります。

湯の谷地域バス路線については、10人乗り程度の車両で、1日11便、週に3日、定時定路線で運行するものであり、運賃は片道150円、試行として1年間運行し、利用状況に応じて地元住民と協議を進めていくとの説明を受けております。

次に、10款4項4目図書館費の図書館管理運営費30万円の増額補正、これは、市民図書館の図書購入のために北谷にあります日之出水道機器株式会社から30万円の指定寄附があったことから、歳入、歳出ともに同額を補正するものであります。

なお、同社からの寄附は、平成6年から継続して今回で17回目、寄附金総額は680万円であり、今までに外国語資料や高額な参考資料など1,650冊を購入し、市民図書館入り口付近に日之出文庫という蔵書コーナーを設置し、広く利用者に供しているとの説明を受けました。

次に、同じく10款4項の7目文化財保護・活用費、史跡地公有化事業関係費5,000万円の増額補正、これは、福岡県がほかの自治体に予定していた予算に変更が生じ、その分を本市に交付したいとの申し入れがあり、文化庁と協議し、公有化事業の推進を図るために申し入れを受け入れて補正を行うもので、同額が歳入及び地方債補正に計上されております。

次に、同じく10款4項の8目文化財調査費、文化財調査事業関係費165万7,000円の増額補正、これは緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用して、宝満山遺跡群から出土した礎石及び建物跡の洗浄作業に係る文化財資料整理員の賃金、また、西鉄操車場跡地から出土した木簡に記載された文字の検討を独立行政法人奈良文化財研究所に依頼するための旅費などあります。

続いて、歳入の主なものとしましては、1款1項市民税の1目個人、9,000万円の減額補正、これは、長引く景気の低迷により所得が減となったため減額するものであります。

次に、9款1項1目地方特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金606万3,000円の減額補正、減収補てん特例交付金786万3,000円の減額補正、それから10款1項1目地方交付税、普通交付税1億5,138万5,000円の増額補正、これらは交付決定通知による補正であります。

次に、19款1項1目繰越金、前年度繰越金（純繰越金）7億5,462万3,000円の増額補正、これは平成21年度において約8億9,600万円の黒字決算となったため、そのうち7億5,462万3,000円を充当するものであります。

続いて、第2表債務負担行為補正としましては、指定管理者制度を導入している北谷運動公園、歴史スポーツ公園、体育センター及び大佐野スポーツ公園について、平成23年3月で協定締結期間が満了することから、次期の指定管理料をそれぞれ計上するものであります。

審査では、款項目ごとに説明を求め、質疑を行い、計上の根拠等不明な点について確認を行いました。

本案について討論はなく、採決の結果、議案第59号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で議案第59号の当委員会所管分について報告を終わります。



○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 委員長の報告の、ちょっと私が聞き間違えとったかわかりませんが、史跡地公有事業関係費に500万円って聞こえたんですが、5,000万円だと思ってるんですが、ちょっと私のほうの聞き違いだったのか、その辺再度……。

○議長（不老光幸議員） 総務文教常任委員長 清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 5,000万円です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第59号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしては、8款2項2目土木費の道路橋梁維持費、道路橋梁維持補修関係費のうち、水城台のり面点検調査業務委託料として315万円が増額補正されております。

これは、水城台においては、昨年災害で壊れ、補修、復旧が行われた箇所がありますが、これ以外にモルタルで既に補強されているのり面に補修、改良の必要があるかどうか、またモルタル補強されていないのり面部分の樹木の大きさなどの調査を行うための委託料であるとの補足説明がありました。

委員からは、調査業務委託料の内容を問う質疑がありました。

執行部から、既設のモルタル補強部分ののり面調査で約200万円、モルタル補強されていない部分の地質調査で約80万円、これらの合計と消費税を合わせて315万円となること、その調査の内容は、モルタル補強部分については赤外線による調査、打診音で解析する調査、モルタルのコアを抜いて老朽度、疲労度の調査を行うもので、モルタルで補強されていない部分については樹木の調査、亀裂の目視等の調査を行うものとの回答を得ております。

次に、8款2項3目土木費の道路新設改良費、その他の道路改良関係費の道路改良工事費として700万円が増額補正されております。

これは、五条太宰府駅前線の両側の路側部分に緑色のカラー舗装を行うための事業費で、これにより歩行空間の確保と車両の運転者にとっても車両通行部分と路側部分が視認でき、双方が安全・安心して通行できるようになるとの補足説明がありました。

続きまして、歳入の主なものとしては、14款2項3目地域狹隘道路整備事業補助金500万円が補正されております。

これは、セットバック工事と補償のための事業費1,000万円に対して、国から事業費の10分の5に当たる500万円が補助されるものです。

次に、18款1項1目歴史と文化の環境整備事業基金繰入金として805万円の補正。

これは、五条太宰府駅前線の路側の両側に行うカラー舗装を行うための事業費として700万円、駐車場案内システム委託料としては80万円、交通誘導業務委託料として25万円にそれぞれ充てるものであるとの説明がありました。

歳入、歳出、地方債補正の審査を終え、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第59号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で議案第59号の当委員会所管分の報告を終わります。

**○議長（不老光幸議員）** 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（不老光幸議員）** これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

**○8番（中林宗樹議員）** 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主なものの審査内容と結果をご報告いたします。

歳入の補正で、歳出にかかわるものはあわせてご報告いたします。

まず、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。社会福祉事務所庶務関係費の積立金については、平成21年度一般会計にて余剰金が確定したため、そのうちの1億円を地域福祉基金に積み立てるものです。これにより、基金総額は2億2,280万6,057円になることでした。

質疑では、地域福祉基金積立金の目的と積立目標についての質問がありました。

執行部から、地域福祉基金条例があり、地域福祉活動の増進を図るために基金を設けている。目標金額については掲げておらず、財政のほうと調整を図りながら積み立てていることでした。

同じく、住宅手当緊急特別措置事業関係費の住宅手当給付金では、一昨年のリーマン・ショックの影響により派遣切り、解雇などで住宅を喪失した離職者のうち、就労能力、就労意欲のある方に対し、賃貸住宅等の家賃として住宅手当を支給し、再就職に向けた支援を行っている

もので、今年の4月から支給要件が緩和されたことによる94万円の増額補正となっております。国の100%補助となっております。

ここでの質疑では、該当者数は何名かとの質問で、本年8月現在で23名の方が受給しているとのことでした。

次に、3款1項4目の障害者自立支援費のタイムケア事業傷害保険料ですが、この事業は、障害のある就学児童等に下校後の活動場所を提供し、障害児の一時預かり事業を行っていますが、事故や傷害の補償をするための傷害保険を掛けるものです。

質疑では、事業スタート時には無加入で傷害の心配が出たから新規加入するのかなどの質問に対し、当初は受託事業者が安い保険に入っていたが、市の事業を委託している以上は市が保険も見るべきということで今回加入するということでした。

次に、3款1項5目援護関係費の扶助費につきましては、本年4月に福岡市より中国残留邦人の方が1名転入されたことによる374万7,000円の増額補正です。これにつきましては、4分の3の国庫負担となっております。

次に、3款2項2目児童措置費の児童扶養手当につきましては、本年8月より父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになり、対象件数は25件として、417万2,000円を補正しますが、3分の1の県の補助金となっております。

同じく、3項生活保護費、1目13節生活保護受給者就労支援業務委託料の150万円の補正につきましては、生活保護受給者の中で就労が可能で支援が必要と認められる方に対して就労支援をするために、就労支援業務を民間に委託し、就労支援相談員を派遣してもらうものです。これは、国からの100%補助があります。

質疑では、何名でいつ、どこに配置するのかなどの質問があり、福祉課のほうに1名の相談員席を設け、月水金の週3回を考えているとのことでした。

さらに、相談員についての質問には、先進地において実績のある民間業者に委託し、業務内容に精通した人を派遣してもらうとのことでした。

同じく2目扶助費の生活保護費5,900万円の補正につきましては、生活保護世帯の急激な増加により12月までの見込みに不足を生じることから増額補正するものです。これには、国より4分の3、4,425万円の負担金があります。

ここでの質疑では、生活保護世帯の急激な増加ということだが、福祉課のケースワーカー1人当たり何世帯を担当しているのかなどの質問に対し、今年の4月よりケースワーカーを1人増やして4人になっており、8月末現在で保護世帯が438世帯になっている。1人当たり約110世帯であるとの回答を得ました。

さらに、1人当たりの担当は80世帯ぐらいが目安ということであったと思うが、今後どういう形をとっていくのかという質問に対しては、今回のケースワーカーの増員は、課内を流動させての増員で、今後については職員の配置も必要になってくると思う。今後も人事担当のほうに要求していきたいとのことでした。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健予防費、精神保健関係費につきましては、自殺予防対策事業を行うもので、健康推進員がこころの健康サポーターとして地域での啓発的役割として学習会を開いた際、講師の謝礼、健康推進員への交通費的な謝礼、自殺予防リーフレットの作成費用、広報紙への折り込み手数料で、総額93万7,000円を増額補正しています。報償費及び需用費につきましては、県より100%、90万円の補助があります。

ここでの質疑では、自殺しようと考えている人の精神状態から考えて、地域の学習会などで外に出てこられるのか、また効果的なことが望めるのかとの質問があり、執行部からは、非常に難しい問題で、今年度については健康推進員に重荷にならない程度に自殺予防の行動として、気づき、傾聴、つなぎ、見守りという観点で、まずは講習会、学習会を計画しているとのことでした。

最後に、4款2項清掃費、2目塵芥処理費のごみ減量推進費163万円の委託料ですが、これは、ごみ減量推進計画の方針を検討するためにごみ減量意識調査をするための委託料、また送付者を無作為抽出するためのデータ抽出委託料が増額補正されています。

ここでの質疑では、委員から、環境基本計画の意識調査のとき、回答率が割と低かったと認識したが、本来それでいいのかとの質問に対し、執行部からは、前回は50%を切るぐらいの回答率で、標準と考えている。300から400件の回答があれば分析可能ということで、今回、市民約800世帯、事業所200件程度を抽出するとのことでした。

以上で執行部の説明、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第59号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてのご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5と日程第6を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第60号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第6、議案第61号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第60号及び議案第61号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第60号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,318万8,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出、1款1項2目の県国保連合会負担金につきましては、平成23年度から電子レセプトの原則完全オンライン化が予定されており、その導入負担金262万6,000円を追加補正します。これには、全額国からの補助があります。

次に、5款1項1目老人保健医療費拠出金ですが、老人保健制度は経過措置を残し既に廃止されており、平成22年度までに清算を行うことになっており、拠出金に不足が生じることから959万8,000円の追加補正をするものです。これには、国庫補助金と療養給付費交付金で全額歳入されます。

次に、8款1項1目特定健康診査等事業費の13万8,000円の補正ですが、これは、保健センターで行っている特定健康診査業務のための電話の専用化のための増額補正です。これには、国庫3分の1、県3分の1の負担金が入ります。

以上、執行部からの説明が終わり、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第60号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第61号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,981万5,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出、1款1項1目の庶務関係費におきましては、職員の産休代替の事務補助金の雇用、地域支援事業支援交付金返還金の増額補正で、合計375万6,000円が計上されています。

2 款保険給付費につきましては、前半期の実績をもとにして組み替えているものです。

6 款基金積立金では、介護給付費支払準備基金積立金として4,605万9,000円の増額補正を計上されています。

歳入につきましては、3 款支払基金交付金、介護給付費交付金として4,558万7,000円の増額補正です。

6 款の一般会計繰入金につきましては、歳出1 款でありました産休代替要員に係るものを一般会計から繰り入れるものです。

7 款繰越金、前年度純繰越金として4,401万6,000円を増額補正で計上されております。

2 款と4 款につきましては、保険給付費の組み替えでございます。

執行部から説明を終わり、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第61号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第60号から議案第61号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第60号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第61号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第60号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時43分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第61号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第62号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第7、議案第62号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第62号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本案は、児童扶養手当法及び施行令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

内容としましては、ひとり親家庭の医療は児童扶養手当法を準拠し所得制限を設けています。これまで児童扶養手当法の規定では母子家庭が対象となっておりましたが、今回の法改正で父子家庭を含む改正がされており、対象の見直しに伴い、本条例の条文を整理するため改正を行うものです。

本議案に対する質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第62号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時46分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程第15まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第8、認定第1号「平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第15、認定第8号「平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 平成22年9月議会決算特別委員会委員長の報告をさせていただきます。

決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告をいたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月15日及び16日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査をいたしました。

審査に当たりましては決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管の部課長の説明をもとに慎重に審議をいたしました。この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼



を申し上げます。

市長からは、平成21年度も前年度に引き続き極めて厳しい財政状況でありましたが、あらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策や事業の計画的推進に努め、一定の成果を上げることができたものと確信しているという報告がありました。なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付をされ、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出されました問題点、指摘事項、意見、要望等については十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いをしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行財政の効率化、財政の健全化を一層進め、市民サービスの低下を招くことがないよう、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告をいたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告をいたします。

まず、認定第1号「平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成21年度の決算額は、歳入総額215億1,723万6,000円、歳出総額204億8,220万5,000円で、歳入歳出の形式収支10億3,503万1,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,830万円を差し引いた実質収支についても、8億9,673万1,000円の黒字となっております。また、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、1億9,902万円の黒字決算となっております。地方債の残高は、平成21年度末では205億2,459万8,000円であり、前年度より3億9,209万3,000円の減少となっております。また、経常収支比率も92.9%で、昨年度から2.2ポイント改善し、年々改善は見られるものの、まだまだ厳しい状況であります。執行部にあつては、この厳しい財政状況を深刻に受けとめ、財政の健全化に向けてより一層の努力を強く要望いたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成21年度の決算額は、歳入総額64億8,429万3,000円、歳出総額66億1,581万円で、歳入歳出差し引き1億3,151万7,000円の赤字決算となっております。このため、この歳入不足を翌年度繰上充て金で補てんされています。歳入の基礎となります国保税を見ますと、現年課税分の収入率は92.7%で、前年度と比較しますと0.22ポイント低下しております。一方、収入未

済額は4億7,886万6,000円で、前年度と比較しますと7.02%の増となっております。このように、景気の低迷等により国保税収入が伸び悩む中、保険給付費は年々増加しており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政状況が続くことと予想されますので、事業の健全な運営に、より一層の努力をお願いしておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成21年度の決算額は、歳入総額1億1,770万2,000円、歳出総額9,917万2,000円で、歳入歳出差し引きでは1,853万円の黒字決算となっております。歳出の大半を占める繰出金は、一般会計繰入金精算繰戻金であり、老人保健制度は平成19年度をもって廃止されたため、平成21年度も前年度と同様に清算事務のみが行われている状況であります。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成21年度の決算額は、歳入総額8億1,778万6,000円、歳出総額7億8,051万2,000円で、歳入歳出の形式収支額は3,727万4,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっております。また、実質単年度収支額も576万8,000円の黒字となっております。後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年度から創設された特別会計であります。今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成21年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額35億8,606万1,000円、歳出総額35億3,337万3,000円で、実質収支額は5,268万8,000円の黒字決算となっております。単年度収支額は4,007万6,000円の赤字となっております。また、地域包括支援センターの直営化に伴い、平成21年度に創設された介護サービス勘定においては、歳入総額1,853万円、歳出総額1,675万2,000円で、実質収支額は177万8,000円の黒字決算となっております。保険事業の歳出の約91%を占める保険給付費は、年々加速する高齢化社会にあって今後も増加していくものと考えられることから、今後とも介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営に努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告をいたします。

平成21年度の決算額は、歳入総額1,452万2,000円、歳出総額1,330万9,000円で、差し引き121万3,000円の繰り越しとなっています。収入未済額は8,972万9,000円で、前年度に比較して10.05%減少しております。この収入未済額は、貸付金の未回収によるものであり、その回収率は11.65%で、前年度に比べ6.65ポイント上昇している状況であります。今後も滞納解消に向けてさらなる努力をお願いするものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号「平成21年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告をいたします。

平成21年度の年間総給水量は499万8,854 $\text{m}^3$ で、昨年度に比べ0.8%の増となっており、有収率についても95.9%、給水人口普及率は79.6%となっています。経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は水道加入負担金の減などにより前年度と比べ3.5%減の11億8,747万1,000円となっており、支出総額については業務量や資産減耗費の減などにより前年度と比べ2.1%減の10億7,517万7,000円となっています。この結果、純利益は前年度と比べ15.1%減の1億1,229万4,000円となっています。資本的収入及び支出において、収入総額は、主に前年度ペイオフ対策の国債が満期を迎えたことにより、固定資産売却代金を計上しなかったため、前年度と比べ96.6%減の1,729万円となっています。支出総額は、前年度と比べ30.2%増の3億9,789万5,000円となっており、不足額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんされています。今後とも水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で安定した水の供給をお願いするものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告をいたします。

平成21年度末の水洗化人口普及率は95.4%で、前年度に比べ1.3ポイントの増となっています。これは、行政区域内人口の増加及び内山地区の一部を供用開始したこと等によるものです。また、有収水量は607万4,686 $\text{m}^3$ で、一般汚水及び温泉汚水の増加により、前年度に比べ1.8%の増となっています。経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は特別利益などの減により、前年度に比べ6.5%減の15億9,238万8,000円となっており、支出総額は公的資金補償金免除繰上償還の効果などにより、前年度に比べ6.5%減の13億9,837万9,000円となっています。この結果、純利益は、前年度に比べ6.2%減の1億9,401万円となっています。資本的収入及び支出において、収入総額は、企業債の減少により前年度に比べ66.2%減の9億6,294万8,000円となっています。支出総額は、企業債償還金の減少により、前年度に比べ

15. 7%減の29億280万6,000円となっています。なお、資本的収入及び収支での差し引き不足額19億3,985万8,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補てんされています。下水道事業については、市街地の汚水整備は大部分が終わり、今後は北谷、内山地区の整備が中心となってきています。下水道事業の計画的な事業推進のため、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入率向上と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いをいたします。

質疑はなく、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第8号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第8号までの平成21年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

討論、採決を行います。

認定第1号「平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 認定第1号の平成21年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、全員構成の委員会で反対討論を行っておりますので、本会議の場におきましては表明という形で討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対1名 午前11時21分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第2号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時21分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第3号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第4号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第5号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第6号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時24分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第7号「平成21年度太宰府市水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第7号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時24分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第8号「平成21年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、認定第8号は認定されました。

〈認定 賛成18名、反対0名 午前11時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第16、請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託された請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」について、その審査内容と結果を報告いたします。

この請願は、さきの第1回定例会、第2回定例会で継続審査となったものであります。

協議の中で、民政化の見直しについて自民党、民主党、国民新党の中で協議がなされ、次の国会あたりで議論されるのではないだろうか。直接太宰府市に影響を与えるものではないが、ぜひ請願を採択して意見書を提出いただきたい。また、今さらなぜ見直しが必要なのか。請願に対しては反対意見であるとの意見が述べられました。

討論では、賛成討論が2件なされました。その中では、本案と同じような内容の請願を採択したことがあるが、それと内容が異なる部分があれば修正等検討に値すると思う。今までの経過も踏まえていいのではないか。また、民営化については長所、短所があり、もう一度国会で議論していただく必要があり、そのためにもぜひ意見書を提出していただきたいとの意見が述べられました。

討論を終え、採決の結果、請願第2号については、賛成少数で不採択となりました。

以上で請願第2号について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 3月議会に紹介議員として提出をし、継続になり、6月も同じように継続になりました。9月議会でもやはり結論を出さなきゃならないという形で審査をしたわけですが、採決の結果、否決をされました。先ほども委員長の報告がありましたが、平成16年6月17日、全会一致で可決をしておりますし、その当時、この郵政事業の経営形態維持に関する請願については、この席に13名の議員の方がおられます。また、平成20年9月24日に市民生活の利便性に関する意見書が提出されて、これは私どもじゃなくてここにおられる3名の方が提出をされ、これも全会一致で平成20年9月24日、可決をされた経過があります。よって、私は、この請願は可決すべきという態度を表明し、討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。よって、原案について採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成4名、反対14名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 意見書第6号 少人数学級の実現を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第17、意見書第6号「少人数学級の実現を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕



○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第6号「少人数学級の実現を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、提出者となっている委員から、学校間や自治体間で少人数学級が実現されているところとされていないところがあるため、国の力、保障をもって子供たちに平等な機会を与えていただきたいとの補足説明がありました。

これに対して、理想的な人数があるかについて質疑があり、予算の問題、学校施設の問題があり、検討しなければならないが、理想としては30人以下学級と考えているとの回答がありました。

討論では、賛成討論が2件なされました。その中では、少人数学級を実現すればその分教員を確保しなければならず、財政的な不安があるため、教員の事務負担軽減や能力別の学級編制などを議論していくことが必要である。また、中学校では専門教科となることから、その分教員の確保が問題となるため、特に中学校に配慮いただきたいとの意見が述べられました。

討論を終え、採決の結果、意見書第6号については委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で意見書第6号について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第18、意見書第7号「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書」及び日程第19、意見書第8号「公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました意見書第7号「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書」について審査内容と結果を報告いたします。

まず、委員に意見を求めたところ、特に意見はありませんでした。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第7号は全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、意見書第8号「公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書」について審査内容と結果をご報告いたします。

本意見書について協議を行う中で、本意見書の提出議員である村山弘行委員から、本会議での質疑に対する回答について訂正をしたいとの申し出がありました。訂正の内容は、9月2日の本会議で本意見書の提案をしたところ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金額について質疑があり、それを2兆円前後と説明していたが、平成21年度の剰余金は約1兆3,500億円で、平成22年度は1兆4,000億円が見込まれると訂正したいという申し出がありました。この場をおかりいたしまして訂正をさせていただきたいと思います。

このほか意見はありませんでした。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第8号は全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で意見書第7号及び意見書第8号の報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、意見書第8号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

意見書第7号「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書」について討論を

行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時36分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、意見書第8号「公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議員の派遣について

○議長(不老光幸議員) 日程第20、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、よって本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 閉会中の継続調査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第21、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成22年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、平成22年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午前11時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成22年11月22日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 清水章一

会議録署名議員 安部陽